

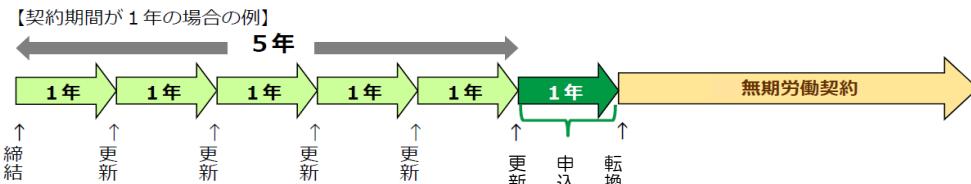
有期労働契約に関するルールを知っていますか

パートタイマーや契約社員など、期間に定めのある契約（有期労働契約）を結ぶ労働者について、法律では次のようなルールがあります。これらの多くは、民主党政権であった2012年に、労働者保護の観点からの法改正として追加されたものです。ところが、現政権は、改正法が施行されて1年しか経っていないにも関わらず、一部のルールの緩和を進めようとしています。

有期労働契約に関するルール（労働契約法より）

■ 「無期転換ルール」について（2013年4月1日施行）

通算して5年を超える労働契約を行った労働者が希望した場合、その労働者は**無期雇用されます**。（労働契約法第18条）



■ 「労働条件」について（2013年4月1日施行）

有期労働契約で働く人と、無期労働契約で働く人の間で、期間の定めがあることを理由とした不合理な労働条件の相違は法律で**禁止されています**。（労働契約法第20条）

■ 「契約期間中の解雇」について

期間の定めのある契約（有期労働契約）で働いている場合は、やむを得ない場合でなければ、**契約期間の途中で解雇することはできません**。（労働契約法第17条第1項）

■ 「雇止め」について（2012年8月3日施行）

契約が繰り返し更新され、期間の定めのない契約（無期労働契約）と同じ状態と認められる場合、安易に雇止めすることはできません。一般的の解雇と同様に、「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」は、その権利を濫用したものとして、**原則、無効となります**。（労働契約法第19条）

労働契約法の動向

2013年末から行われた厚生労働省 労働政策審議会における、わずか1ヶ月あまりの議論によって、2014年2月14日、**労働契約法の無期転換ルールについて一部を緩和することに関する報告書**がとりまとめられました。

今後は、この報告書に基づき法案要綱が審議され、現在開催されている第186回国会に改正法案が提出される見込みです。

■ 報告書の内容

○企業が厚生労働省の認定を得た場合、高度専門労働者については、無期雇用に転換する権利が発生するようになるまでの期間を5年から10年に延長する。
○定年後再雇用された労働者については、継続雇用期間を通算しない。

雇止めの不安の中で働く有期契約労働者の、雇用安定のための無期転換ルールが、十分な議論もされないままに緩和されようとしています！

労働組合は、今後も、ともに働く仲間のための雇用安定に向けて意見していきます！



連合キャラクター
「ユニオニオン」

- 安倍政権の成長戦略（日本再興戦略）は、「立地競争力の更なる強化」施策の一つとして公的年金などの資金運用のあり方について検討するとしており、2013年11月には株式などのリスク性資産割合を高める内容を中心とした有識者会議「報告書」がまとめられました。
- 今後、厚生年金・国民年金の積立金を管理・運用するGPIF※の運用委員会において、報告書にもとづいたポートフォリオ（資産構成割合）見直しの検討が進められることが予想されます。

※ GPIF：年金積立金管理運用独立行政法人、運用資産額は120.5兆円（2012年度末）

有識者会議「報告書」のポイント（課題中心に抜粋）

現在の国内債券中心のポートフォリオを見直し、リスク性資産の割合を高める内容です。

- ① 運用対象の多様化
 - ・不動産投資など新たな運用対象を追加し、分散投資を進めることを検討すべき。
- ② アクティブ比率の向上
- ③ 運用コスト等
 - ・委託手数料等を低減してきたことで、十分な情報を得られず貴重な運用機会を逃している可能性がある他、金融・資本市場成長の阻害要因になっている可能性がある。より高度な運用を行う結果、手数料を含むコストの上昇もあり得る。

- 有識者会議のメンバーに直接の利害関係者である金融の代表者が多く含まれており（学者：2、労使：各1、金融：3）、金融の代表者主導で会議が進められた懸念があります。なお、議事録は非公開となっています。
- 運用の多様化やアクティブ比率の向上などにより手数料などのコスト上昇が懸念されます。
- 年金積立金が棄損した場合は負担や給付を見直さざるを得ないため、事実上、加入者・受給者がリスクを負うことになります。

- 公的年金の積立金は労使（国民年金は個人）が支払った保険料の一部であり、立地競争力強化や金融・資本市場の成長のために積み立てられた資産ではありません。将来の保険給付の貴重な財源として、厚生年金保険法等の規定にもとづき、加入者・受給者の利益のために長期的な視点から安全かつ確実に運用すべき資産です。
- 電機連合は、わたしたちの年金を守るため、連合と連携して政府・政党などへの働きかけを行っていきます。